平成２７年（フ）第６３９号
川崎市高津区久末334番地11
債務者　鞆田　信子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４０号
川崎市麻生区百合丘１丁目３番地６　101、前住所川崎市麻生区百合丘３丁目27番地８　ウイハイム　301
債務者　高橋　タカ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４７号
川崎市幸区小向町16番５号　坂田方
債務者　輪島わかよ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
川崎市高津区千年656番地　第１隆生荘101、前住所川崎市高津区千年1233番地
債務者　草野　辰雄
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５７号
川崎市中原区新城２丁目３番11号　池田ビル401、前住所相模原市中央区淵野辺本町２丁目16番23―307号
債務者　豊田　和美（旧姓山尾）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５５号
熊本県宇城市松橋町西下郷2564番地１　プリムローズ弐番館202号室
債務者　古谷　利継
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６５６号
熊本県宇城市松橋町西下郷2564番地１　プリムローズ弐番館202号室
債務者　古谷　美晴
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
熊本市中央区萩原町９番27号、前住所熊本市中央区琴平１丁目９番６号
債務者　飯川　　慶
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
熊本市中央区萩原町９番27号、前住所熊本市中央区琴平１丁目９番６号
債務者　飯川　美雪
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８０号
青森市富田２丁目14番15号　新緑荘６号
債務者　高橋　雅人
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
青森市花園２丁目３番６号
債務者　成田亜由美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
青森市妙見１丁目11番５号
債務者　山田　礼子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
大分県佐伯市鶴見大字沖松浦1246番地９
債務者　塩月　恵介
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３８７３号
東京都文京区大塚５丁目７番12号　ＮＫビル新大塚３階
破産者　株式会社イメージエポック
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８７４号
東京都港区白金台２丁目４番地16号
破産者　株式会社スマイルオンラインゲーム
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８７５号
神奈川県横浜市港北区日吉本町６丁目25―18
破産者　御影　良衛
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６３３号
東京都北区豊島４丁目15―25―403　恒陽王子マンション
破産者　宗像　文夫
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４１号
東京都新宿区大久保２―２―11
破産者　株式会社Ｇ．ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部